

News Letter

Asahi Certified Public Tax Accountants' Corporation

10月の第2月曜日は「体育の日」です。体育の日が制定されたのは、1964年の東京オリンピックの後のこと。再来年の東京オリンピックが楽しみですね。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

10
2018



3年間固定資産税がゼロに？ 生産性向上特別措置法による 中小企業者の固定資産税の減免

育児休業給付の受給中に退職する
従業員の育児休業給付の取扱い
今年の中小企業の賃金改定状況は？
ICTを利用した申告書の提出状況

旭日税理士法人

本社：宮城県仙台市宮城野区原町5-11-22
TEL：022-295-0092 / FAX：022-295-0093
URL <http://www.asahi-tax.or.jp/>
仙台東口サテライト・東京事務所